

令和7年4月1日

患者様各位

医療法人社団和風会  
所沢リハビリテーション病院  
院長 坪川 民治

### 特定療養費に関する事項について

#### 1) 特別の療養環境の提供（差額ベッド）

当院にご入院の場合、下記部屋について希望する患者様には、室料差額として別途費用をご負担頂きます。

※ N病棟 全30床の内、6床 (消費税込)

部 屋 名	日 額
N 0 5 号室 (個室)	11,000円
N 0 6 号室 (個室)	11,000円
N 0 7 号室 (個室)	11,000円
N 0 8 号室 (個室)	11,000円
N 1 0 号室 (個室)	11,000円
N 1 1 号室 (個室)	11,000円

#### 2) 制限回数を超えて実施するリハビリテーションに係る選定療養費について

標準的算定日数（脳血管180日、運動器150日、呼吸器90日）を超え、月に13単位を超えてリハビリテーションを受ける場合には、1単位（20分）あたり以下の料金が発生いたします。

	診療内容	料金 (消費税込)
リ	脳血管疾患リハビリテーション(I)	1単位(20分)につき 2,450円
ハ	運動器リハビリテーション(I)	1単位(20分)につき 1,850円
ピ	呼吸器リハビリテーション(I)	1単位(20分)につき 1,750円

#### (3) 長期収載品の選定療養費について

長期収載品の選定療養費とは、令和6年の診療報酬改定により、10月1日からの医薬品の自己負担の新たな仕組みです。後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金を患者さんにご負担いただく制度です。特別の料金とは、先発医薬品と4分の1相当の料金のことを言います。詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)